

公正取引委員会の講演会の御案内

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を促進することを目的とした独占禁止法とその補完法である下請法等を運用する国の行政機関です。

平成24年度において、公正取引委員会は、独占禁止法に基づき、価格カルテルや入札談合、優越的地位の濫用等、多様な事件に厳正かつ積極的に対処しました。この結果、平成24年度においては、延べ113名の事業者に対して、総額約250億円の課徴金納付命令を行いました。

また、企業結合に関しても、平成24年度には、株式会社ヤマダ電機による株式会社ベスト電器の株式取得計画、株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の統合計画などについて、今年度では、イオン株式会社による株式会社ダイエーの株式取得計画などについて、審査を行いました。

さらに、平成25年10月1日から、消費税転嫁対策特別措置法が新たに施行されました。これによって、消費税率の引上げに際し、例えば大規模小売事業者がその取引先に対して消費税の転嫁拒否等を行った場合などには、公正取引委員会は、勧告、指導等の措置を講ずることになります。

このような公正取引委員会の活動内容を広く知っていただくとともに、公正取引委員会に対する御意見・御要望等をお伺いするため、高松市において、「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」と題して、公正取引委員会の小田切宏之委員による講演会を下記のとおり開催いたします。是非とも、講演会に御出席くださるよう御案内いたします。

なお、当日は、皆様からの独占禁止法等に関する相談・質問を無料でお受けするコーナーを下記のとおり設けますので、どうぞ御利用ください。

記

- 1 日時**：平成25年11月28日（木）13：30～15：00
- 2 場所**：JRホテルクレメント高松 3階 玉藻の間
（高松市浜ノ町1-1）
- 3 テーマ**：「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」
- 4 講師**：公正取引委員会 委員 小田切 宏之
（経歴）平成10年4月 一橋大学大学院経済学研究科教授
平成22年4月 一橋大学名誉教授
平成24年3月 公正取引委員会委員
- 5 定員**：100名（参加料無料、先着申込み順）
- 6 講演会の出席申込み方法** 別添の申込用紙に必要事項を御記入の上、ファクシミリでお申し込みください。
- 7 相談コーナー** JRホテルクレメント高松 3階 玉藻の間 15：00～16：00
- 8 問い合わせ先**
公正取引委員会事務総局 四国支所 総務課 担当 柏木，伊藤
電 話 087-834-1441 FAX 087-862-1994

※送信票等は不要です。このまま御送信ください。

公正取引委員会事務総局

四国支所総務課 総務係 宛て (FAX: 087-862-1994)

講演会申込書

(平成 25 年 11 月 28 日(木) 13:30~15:00)

会社名・団体名		
連絡先	電話	
	FAX	
参加希望者のお名前	1	
	2	
	3	
	4	
	5	

※6名以上の参加を御希望される場合には電話で御相談ください(電話: 087-834-1441)。